

墓碑の施工基準

平成 28 年 6 月 1 日
保健福祉局長決定

1. はじめに

神戸市立墓園において墓地使用者が墓碑の建立をされる場合、「神戸市立墓園条例施行規則第 6 条」の規定により本市の承認を得なければならないことになっています。これまでは、同規則及び「墓域での施工基準について（平成 25 年 3 月 1 日制定）」に基づいて墓碑の建立を行っていただいておりますが、このたび、秩序ある墓域の整備を図るため「墓碑の施工基準」（以下、「基準」という。）を制定しました。

2. 基準の適用

この基準は、神戸市立墓園の一般墓域に適用します。なお、舞子墓園の一般墓域以外の墓域については、「神戸市立墓園条例施行規則第 5 条」に基づき施工することとなっています。この規則に定めのない事項については、この基準を準用します。

なお、この基準に定めのない事項については、別に定める「神戸市立墓園における工事等施工要領」によるものとします。

3. 提出書類

墓碑の建立にあたっては、「施工届書」、「工事場所確認書」、「工事完成届書」、「完成写真」を提出してください。

4. 一般則

(1) 墓所の幅いっぱいに墓碑を設置した場合、隣接する墓地使用者から苦情が寄せられる可能性があるため、苦情の発生を防止し、墓域の景観を保持するために、一般墓域での施工基準を設けます。

(2) この基準は、2.25 m²以上 6 m²以下の一般墓域での墓所に適用します。

対象は、従来型の墓碑だけでなく、いわゆるデザイン墓や洋墓も含まれます。また、新しく建立する墓碑だけでなく、他の墓地からの移転墓碑も対象とします。（ただし、昭和 40 年代に都市計画等で移設された墓石やすでに建立されている墓石については、対象外とします。）

本基準が適用されない 2.25 m²未満で特異な地形の墓所や 6 m²を超える墓所については、各墓園管理事務所と事前に協議してください。

5. 一般墓域の施工基準

(1) 建立者名は、必ず**使用者の氏名**を刻字してください。

(2) 棹石に家名を刻字する場合は、**使用者の家名**を刻字してください。

(3) 棹石に家名を刻字しない場合は正面から使用者の家名がわかるよう表示してください。（例 花たて・水鉢等）

(4) 棹石の家名は、**1 家名**です。（絶家墓の場合は、花たて等に 2 家名刻字可能です（絶家証明が必要です）。）

*絶家墓（当初の使用者の墓石の家名が絶えていることを戸籍謄本等で証明してください。（以下、「絶家証明」という。））

(5) 使用場所に設ける墓碑は、原則 1 基とします。

例外：地蔵尊・供養塔・絶家墓での 2 基建立（据付面積はえい地面積の **1/3** 以下の範囲内（絶家証明必要））。

墓相式（徳風会形式）

夫婦墓（個人墓とも言う）…4基まで。（五輪塔・地藏尊も可）4基を超える場合は申立書必要です。

(6) 墓石の向きは原則参道側です。墓石の向きを変更して建立する場合は入口（300mm以上）を参道側に設けてください。なお、隣の空地に新たに墓所が設けられても異議を唱えないでください。

(7) 墓碑の造営は、次によります。

① A（間口）に対してB（棹石の芝台）の割合が0.6以下の範囲内としてください。

例：図-1（Aが1,500mmの場合Bは900mm以下）

② 墓碑の据付面積（芝台・花立・水鉢）は、許可面積の1/3以内の範囲内としてください。

③ えい地面の高さは、前面通路路面の300mm以下としてください。（傾斜地は墓所の間口中央部で300mm以下とします。）

④ 左右両隣および背面については、隣接墓所に影響を与えないように施工してください。

⑤ 防草の為、両隣および背面の間に必要に応じてモルタル等の間詰めを行ってください。

⑥ 墓所の周囲に施す設備類（玉垣・灯籠・門柱）の高さは、500mm以下としてください。

えい地面より500mmを超える墓前灯籠は間口が3,000mm以上の墓所について許可します。（ただし、墓前灯籠については、万一地震時に転倒した場合でも隣接墓地へ影響を及ぼさない場合に限りしますので、事前に墓園の担当者に協議してください。）

⑦ 棹石の台石の背面は、背割線（境界）より120mm以上あけてください。

⑧ 墓碑の高さは、えい地面から2,000mm以内としてください。

⑨ 霊標板を巻石（300mm以下）に乗せる場合、巻石の天端より（台座を含む）650mm以下にしてください。

（GLより、950mm以下）

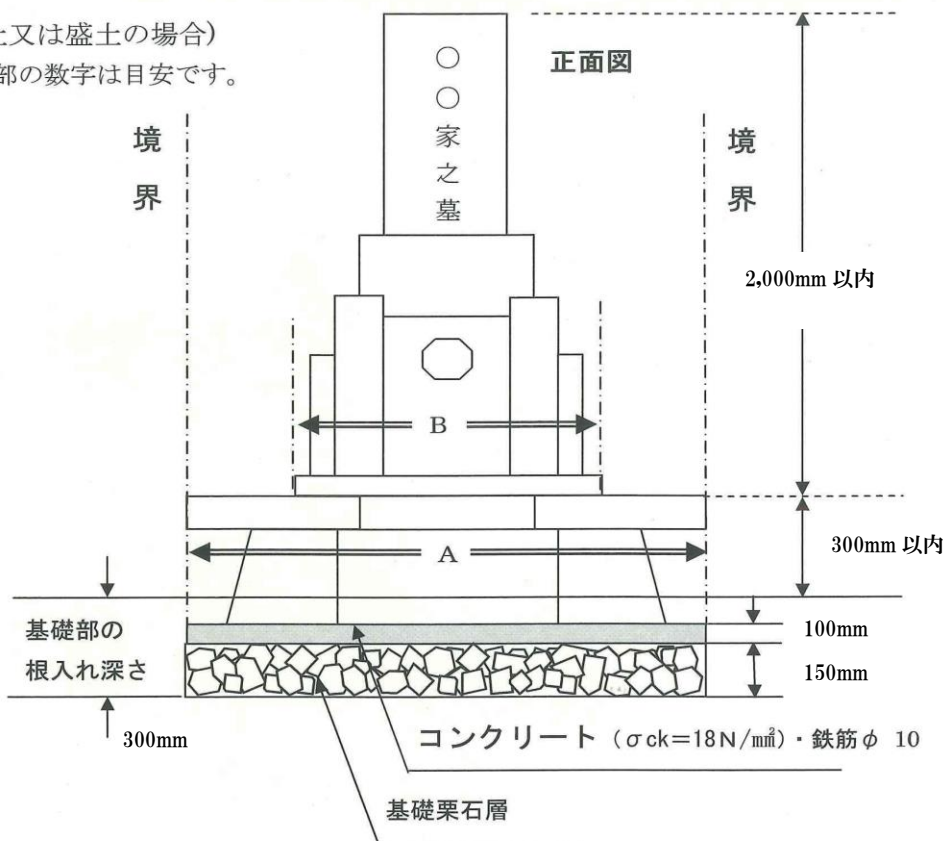
⑩ 施工誤差については、本施工基準に定める規定値を超えるものは一切認めません。（再施工をしていただきます。）

図 - 1 一般墓域の墓所参考図

【墓所設計参考例】

（普通土又は盛土の場合）

*基礎部の数字は目安です。



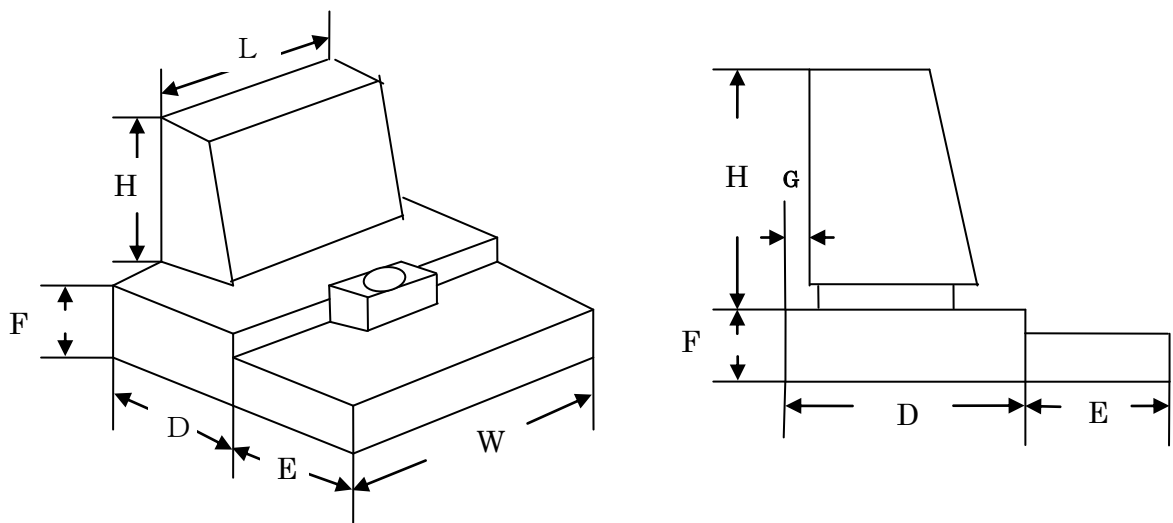
6. 芝生墓域の施工基準

- (1) 墓石の家名・建立者名及び墓石の向きは一般墓域と同様とします。
- (2) 使用場所に台石・ふた石等を設置し、地下葬こう（カロート）の現状を変更しないでください。
- (3) 使用場所には、墓碑、花立及び線香台以外の設備類を設置しないでください。また、植樹もできません。
- (4) 台石及びふた石の据付面積及び厚さは、表 - 1 に定める基準によります。
- (5) 台石の背部と背割線（境界）とは平行とし、かつ、間隔は 100 mm としてください。
- (6) 台石及びふた石上に設ける墓碑等の設備は、台石の背部と平行し、台石及びふた石の周囲から G*（背面の台石の縁から竿石までの距離）50 mm の間隔をおいて設け、高さは 600 mm 以内としてください。

表 - 1 台石及びふた石基準

面積	台石	ふた石	厚さ	高さ	基準幅	背部
	W×D	W×E	F	H	L	G*
4 m ²	600×500 mm	600×300 mm	150 mm以内	600 mm以内	500 mm	50 mm
6 m ²	700×550 mm	700×350 mm	150 mm以内	600 mm以内	600 mm	50 mm
9 m ²	800×600 mm	800×400 mm	150 mm以内	600 mm以内	700 mm	50 mm
12 m ²	900×650 mm	900×450 mm	150 mm以内	600 mm以内	800 mm	50 mm

図 - 2 芝生墓域の墓所参考図



7. 舞子墓園内の墓域の施工基準

- (1) 「神戸市立墓園条例施行規則第5条」の規定に基づき墓碑の建立を行ってください。前記規則に定めない基準については、本基準に準じます。
- (2) 舞子墓園の墓域は、以下の通りです。
 - ア. 斎美えい域
 - イ. 参道えい域
 - ウ. 風景えい域
 - エ. 荘厳えい域
 - オ. 堂塔えい域
 - カ. 規格えい域
 - キ. 碑石形像区域
 - ク. 特別墓域（条例第13条）
 - ケ. 芝生墓域
 - コ. 一般墓域

<参考> 神戸市立墓園条例施行規則（抜粋）

（使用の制限）

第5条 条例第5条の規定による墓園の使用についての制限は、次の各号に掲げる墓域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 規制墓域 次に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。
 - ア 斎美えい域 えい地面の高さは、前面通路の路面から25センチメートル以内とすること。
 - イ 参道えい域 次によること。
 - (ア) えい地面の高さは、前面通路の路面から30センチメートル以内とすること。
 - (イ) 碑石の据付面積は、2平方メートル以内とすること。
 - (ウ) 碑石の高さは、えい地面から2メートル以内とすること。
 - (エ) 使用場所は、庭園的な植栽をし、整備すること。
 - ウ 風景えい域 次によること。
 - (ア) 碑石は、自然庭園に調和する古来の宝塔、五輪塔、層塔、自然石墓碑その他美術工芸的なものとする。
 - (イ) 碑石の据付面積は、2平方メートル以内とすること。
 - (ウ) 碑石の高さは、自然地盤から2メートル以内とすること。ただし、装飾竿さお又は九輪塔は、更に高さ60センチメートルを増すことができる。
 - (エ) 使用場所は、地盤を保持するため庭園的石組みをし、又はち密な地覆植栽をすること。
 - (オ) 市長が必要と認めて、市設参道から使用場所に達する通路を使用場所以外に設けることを許可した場合においては、その通路の左右1メートル以内にそれぞれ土留め、石組み又は植栽をし、自己の責任において管理すること。
 - (カ) (オ)の通路については、他人の通行を容認すること。
 - (キ) (オ)の通路について、自己又は他の墓園使用者が支線分岐工事をするを市長が承認した場合においては、補償を要求し、又は異議を申し立てないこと。

エ 荘厳えい域 次によること。

(ア) えい地面の高さは、前面通路の路面から第1種にあつては30センチメートル以内、第2種にあつては40センチメートル以内とし、土留めを設けること。

(イ) 碑石の据付面積は、えい地面積の4分の1以内とすること。

(ウ) 碑石の高さは、えい地面から2.5メートル以内とすること。

(エ) 囲障の高さは、土留め又は石垣から70センチメートル以内とすること。

オ 堂塔えい域 次によること。

(ア) 碑石の据付面積は、9平方メートル以内とすること。

(イ) 碑石の高さは、自然地盤から3メートル以内とすること。ただし、装飾竿さお又は九輪塔は、更に60センチメートルを増すことができる。

(ウ) 地下葬こうは、面積9平方メートル以内、深さ2メートル以内とすること。

カ 規格えい域 碑石及びその他の工作物は、市長が定める規格によること。

キ 碑石形像区域 次によること。

(ア) 碑石の据付面積は、6平方メートル以内とすること。

(イ) 碑石の高さは、自然地盤から3.5メートル以内とすること。

(ウ) 地下葬こう類を設け、又は遺骨、遺髪等を収蔵しないこと。

(2) 特別墓域 市長が別に定めるところによること。

(3) 芝生墓域 次に定めるところによること。

ア 使用許可後、速やかに台石等を設けること。

イ 墳墓の造営は、次によること。

(ア) 使用場所に囲障その他の設備を設け、又は地下葬こうの原状を変更しないこと。

(イ) 使用場所には、墓碑、花立及び線香台以外の設備類を設置しないこと。

(ウ) 台石及びふた石の据付面積及び厚さは、別表第1に定める基準によること。

(エ) 台石の背部と背割線とは並行とし、かつ、間隔は10センチメートルとすること。

(オ) 台石及びふた石上に設ける墓碑等の設備は、台石の背部と並行し、台石及びふた石の周囲から5センチメートルの間隔を置いて設け、高さは60センチメートル以内とすること。

(4) 区画型合葬式墓域 工作物は市長が定める規格によること。

(5) 一般墓域 次に定めるところによること。

ア 使用場所の区画を明らかにするため、囲障を設けること。

イ 墓碑その他設備類を設けるときは、次の基準によること。

(ア) 使用場所の土盛設備の高さは、地盤から30センチメートル以内とすること。

(イ) 墳墓の周囲に施す設備類の高さは、50センチメートル以内とすること。

(ウ) 植樹の高さは、2メートル以内とすること。

2 埋葬は、許可しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、特定の場所を定め、許可することができる。

3 使用場所に設ける墓碑は、1基とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、区画型合葬式墓域においては、墓園使用者は、墓碑の設置を行えないものとする。

(工作物等の建設等の承認)

第6条 墓園使用者は、碑石その他工作物を建設し、改修し、撤去し、若しくは移転しようとするとき又は植樹しようとするときは、7日前までに工事設計図、現状写真その他必要な書類を添えて施工届書を市長に提出し、その承認を受けた後でなければ着工することができない。

2 墓園使用者は、墓園内において墳墓建設その他の理由により墓園を臨時に使用するときは、7日前までに市長の承認を受けなければならない。

3 墓園使用者は、前2項の工事が完了したときは、市長に工事完成届書を完成写真を添えて提出し、当該職員の確認を受けなければならない。

(工作物等の管理)

第7条 墓園使用者は、使用場所内の工作物、植樹等の転倒その他他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他の必要な措置をしなければならない。

2 市長は、使用場所内の工作物、植樹等の管理について、必要に応じ墓園使用者に勧告又は指示をすることができる。

問い合わせ先

鴨越墓園及び下記の墓園を除く市立墓園での墓所の施工

鴨越墓園管理事務所

〒652-0071 神戸市北区山田町下谷上字一里山 12-1

TEL 078(621)5667

舞子墓園での墓所の施工

舞子墓園管理事務所

〒655-0031 神戸市垂水区舞子陵1番1号

TEL 078(782)2975

西神墓園での墓所の施工

西神墓園管理事務所

〒651-2312 神戸市西区神出町南字美濃谷 614

TEL 078(961)2460